

随意契約理由書

件名	令和5年度 浄水統括事務所管轄直流電源設備点検整備その1
契約の相手方	古河電池株式会社 関西支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本点検整備業務は、直流電源設備の性能を維持するとともに、故障等による発注者の管理上不都合な事態の発生を未然に防止することを目的とするものである。</p> <p>また整流器や蓄電池の内部点検、調整等を行うため、製作者のみがもつ機器内部の専門的技術が必要であり、他社では性能、品質を確保、保証することが不可能である。</p> <p>本点検整備業務対象の当該設備は、上記契約の相手方が製作したものである。</p> <p>以上の理由から、本点検整備業務の実施に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できる者は、上記、契約の相手方以外にはないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局 浄水統括事務所 (電気保全) (電話番号 078-341-8994)